

安全・安心まちづくり

情報

暴走は しないさせない ゆるさない! 運転に ゆとりやさしさ 思いやり

湯河原町交通安全対策推進協議会（土木課内） 内線513

～6月は暴走族追放・二輪車交通事故防止強化月間～

期間中は暴走族の追放と加入防止、離脱促進の強化と、二輪運転者の交通安全意識の高揚を図ります。無謀運転の防止とヘルメットの正しい着用など、交通ルールとマナーを守り、交通事故防止に努めましょう。



危険物 事故は瞬間 無事故は習慣

6月6日(日)～12日(土)は危険物安全週間です

消防本部警防課 ☎60-0177

危険物と言われるガソリンや灯油などは、今では生活に欠かせないものですが、間違った取り扱いや保管方法をすると思いもよらない火災事故を引き起こす危険性があります。これらの原因の多くは慣れや油断からくる誤った取り扱いや、うっかりミスなどの人的要因にあります。

また、身近なものでは、殺虫剤やヘアースプレーなどにも引火性のある危険物が含まれています。危険物を取り扱うときは、もう一度安全を確認しましょう。



設置しましたか？住宅用火災警報器！

消防本部警防課 ☎60-0177

逃げ遅れによる住宅火災の事故を防ぐため、消防法令が改正され、『すべての住宅や集合住宅』に住宅用火災警報器の設置が義務付けられました。既存住宅への設置期限は平成23年5月31日まで、残すところ1年となりました。大切な家族、財産を火災から守るために、住宅用火災警報器を設置しましょう。

【設置場所】

全ての寝室及び2階以上に寝室として使用する部屋がある場合は階段の上部



☆設置の効果（湯河原町消防本部管内での事例）

電気ストーブに洗濯物が落ちて煙が上がりましたが、住宅用火災警報器が作動して、火災を未然に防ぐことができました。

農地法が改正されました ～農地の転用などについて～

湯河原町農業委員会（農林水産課内） 内線735

■違反転用に対する処分が厳格化されました

許可なく農地を転用した場合、3年以下の懲役または300万円以下の罰金が課せられます。（法人の場合は1億円以下の罰金）

また、違反状態からの原状回復命令に背いた場合も同様です。

■農地を相続した際には届出が必要になります

相続などにより農地を取得した人は、農地のある農業委員会に届出が必要になります。届出期間は相続開始から10か月の間です。

■相続税・贈与税の納税猶予制度が変わりました

20年間自作した場合は納税免除となっていましたが、自作または経営基盤強化促進法による貸し付けにより、農地としての利用を終身継続する必要があることになりました。

■農地転用規制が強化されました

農地の立地区分の区分方法が変更され、これまで原則許可とされていた第3種農地への色分けが厳しくなり、原則不許可となる第1種農地に編入される農地が広がります。

※詳しくは、湯河原町農業委員会へご相談ください。

津波対策訓練を行います

地域政策課 内線233・234

町では、津波発生時に海水浴客、沿岸住民の方々の避難誘導や関係機関との連携を円滑に行うため、海水浴シーズンに大規模地震・津波が発生することを想定した津波対策訓練を行います。

ぜひ、訓練への参加または見学にお越しください。

【日 時】7月17日(土) 13:30～14:30（予定）

【会 場】湯河原海水浴場

安全できれい、快適に過ごせるビーチづくりをめざして ～ビーチでは吸う人も吸わない人も気持ちよく～

神奈川県・海水浴場たばこ対策グループ ☎(045)210-5811
観光課 内線712

この夏の海水浴シーズンから、神奈川県内の全ての海水浴場で「喫煙場所以外では喫煙してはいけない」という新たなルールがスタートします。

■3つの目的

- 他人の喫煙による身体への危害のない、安全なビーチ
- たばこの吸い殻の散乱のない、きれいなビーチ
- たばこの煙による健康への影響のない、快適なビーチ

■湯河原海水浴場の開設期間

7月11日(日)～8月31日(火) 8:00～17:00